

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
2026年6月4日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 広島県広島市中区国泰寺町1-7-22	
氏 名 株式会社奥村組 広島支店	
執行役員支店長 三村 仁士	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 082-241-2246	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	山口県（下関市を除く）管轄内事業場
事業場の所在地	山口県（下関市を除く）管轄区域内
計画期間	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	14, 134百万円（前年度完成工事高：広島支店）
③従業員数	126名（2026年3月31日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 施工法の工夫（汚泥、木くず、金属くず、混合廃棄物） ・ 工場加工の推進（木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず） ・ 簡易梱包の実施（木くず、紙くず、廃プラスチック） ・ 余剰材の回収、利用（木くず、金属くず） ・ プレハブ化の推進（木くず、紙くず、廃プラスチック）		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記、現状の取組を維持する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くず、廃石膏ボードを分別するため、コンテナ等の 専用保管ヤードを設置する。 ・ 石綿含有廃棄物は個別契約を行い、分別収集、処分を実施する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記、現状の取組を維持する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託先処理業者の許可条件、中間処理施設の処理能力、最終処分場の残存容量を確認の上、委託基準に則り書面による委託契約を行うと共に、適正に処理されていることをマニフェスト他で確認している。 ・がれき類、木くず、廃石膏ボード、汚泥は再生利用業者へ処理を委託している。 ・電子マニフェストを推進するため、電子マニフェスト導入業者へ優先的に委託している。 ・処理業者の中間処理施設及び最終処分場の現地確認を定期的実施している。		

②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記、現状の取組を維持するほか、下記に取り組む		
	・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する。 ・再生利用、熱回収可能な廃棄物は、可能な限り再生利用業者又は 認定熱回収業者へ処理を委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足）（令和8年度計画）

多量排出事業者 名 称	株式会社奥村組 広島支店	所在地（市町名）	広島市	事業の種類	総合工事業
-------------	--------------	----------	-----	-------	-------

（単位：トン）

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	3,963	3,170	3,921	3,137							42	34	42	34	42	34				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	122	98									122	98	4	3	122	98				
	紙くず	19	15									19	15	1	1	19	15				
	木くず	100	80									100	80	0	0	100	80				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	2	1									2	1	1	1	1	0				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	34	27									34	27	1	1	34	27				
	鋸さい																				
	がれき類	253	202									253	202	72	57	170	136				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	1.3号廃棄物																				
	建設混合廃棄物	12	9									12	9			12	9				
計 (A)		4,504	3,603	3,921	3,137	0	0	0	0	0	0	583	467	122	97	499	399	0	0	0	0